

議 答 申 個 第 1 5 号

平成 1 7 年 7 月 2 5 日

生駒市長 中 本 幸 一 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 下 村 敏 博

実施機関（生駒市長）の個人情報処理する電子計算機と、
独立行政法人日本スポーツ振興センターが管理する電子計算
機とを結合することについて（答申）

平成 1 7 年 6 月 6 日付け生児第 1 8 3 号で諮問のあったこのことについて、
当審議会の意見は、別紙のとおりです。

審 議 案 件	<p>独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）に基づく災害共済給付金請求に係る事務の電算化により、その災害共済給付金請求書等のデータ（以下「データ」という。）を送受信するために、実施機関（生駒市）の個人情報処理する電子計算機と独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）の管理する電子計算機とを結合することについて</p>
審 議 会 の 意 見	<p>適当なものと認める。</p> <p>なお、災害共済給付オンライン請求システム（以下「システム」という。）の運用に当たっては、個人情報の漏えい、滅失及びき損等のないように常に最善のセキュリティ対策を講じられること。特にパスワードについては厳重に管理されるよう申し添える。</p>
審 議 内 容	<p>本件は、センターの災害共済給付金請求に係る事務の電算化により、データを送受信するためにオンライン結合をすることについて、生駒市個人情報保護条例第10条の規定により本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、本件結合に係るセキュリティの内容（データの送信後は、各パソコン上に入力データが残らないこと、データの送信は暗号化方式で行われること、ユーザーID及びパスワードの設定、パスワードは6カ月毎に更新されること、パスワードの入力を5回以上間違えるとその日は入力できないこと等）、結合することによる利便性、事務の迅速化などについて慎重に協議した結果、本件による電子計算機の結合に公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害しないと認められることから、上記のとおり意見を取りまとめた。</p> <p>なお、システムのセキュリティ上、パスワードの管理が重要な鍵となることから、厳重な管理を行うべきという意見があった。</p>
結 合 先	独立行政法人日本スポーツ振興センター
審 議 日	平成17年6月30日
所 管 課	福祉健康部 児童福祉課